

鳥取県公共事業アドバイザー協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、鳥取県公共事業アドバイザー協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 公共事業の計画・実施段階及び公共施設の維持管理において発生する高度の技術的知見を必要とする様々な問題に対して、事業者として適切な判断を行い、県民への説明責任を果たすことが求められている。

この問題解決に当って、地域事情に精通した学識経験者の専門的立場での指導・助言等により、適切な対応方針を決定し、もって円滑で効率的な事業執行を図るため「鳥取県公共事業アドバイザー制度」を創設したところである。このうち、専門分野が跨る場合、複眼的検討が必要な場合等において問題解決を図ることを目的として協議会を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について指導・助言等を行なう。

- (1) 公共事業の計画、設計に関する事項
- (2) 公共事業の施工に関する事項
- (3) 公共施設の維持管理に関する事項
- (4) その他目的を達成するため必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる鳥取県公共事業アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）で構成する。

(会長)

第5条 協議会には、会長を1名置くものとする。

(会長職務、権限等)

第6条 会長は、アドバイザーを代表し、会務を総括する。

2 協議会で検討する案件に応じて、会長が指名するアドバイザー（会長代理）がその職務を代行する。

(協議会)

第7条 会長又は会長代理（以下「会長等」という。）は必要に応じて、協議会を開催し運営する。

2 召集するアドバイザーは会長等を含めて2名以上とし、会長等が決定する。

3 会長等が必要と認めるときは、アドバイザー以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、鳥取県県土整備部技術企画課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年 5月 1日から施行する。

この規約は、平成25年 5月28日から施行する。

別 表

鳥取県公共事業アドバイザー名簿

所 属	研 究 室	職 名	氏 名
鳥取大学大学院工学研究科	構造工学	教授	谷口 朋代
	建設材料学	教授	黒田 保
	水工学	教授	檜谷 治
	海岸工学	教授	松原 雄平
		教授	黒岩 正光
	海洋施工学	教授	西村 強
	地圏環境工学	教授	香川 敬生
	公共システム	教授	谷本 圭志
	都市計画	教授	福山 敬
	防災計画	教授	松見 吉晴